

県出資法人に関する情報提供推進実施要領

平成11年3月19日

総務部長通知

(目的)

第1 この要領は、秋田県情報公開条例（昭和62年秋田県条例第3号）第28条第2項に基づく県出資法人に関する情報の提供について必要な事項を定めることを目的とする。

(対象法人)

第2 この要領の対象となる県出資法人は、秋田県情報公開条例第4章に規定する法人の範囲を定める規則（平成13年秋田県規則第85号）に定める法人（以下「対象法人」という。）とする。

(経営状況を説明する書類等)

第3 秋田県情報公開条例第28条第2項で定める法人の経営状況を説明する書類等は次のとおりとする。

- (1) 経営概要書
- (2) 経営評価表
- (3) 計算書類等

ア 株式会社

- a 定款
- b 株主名簿
- c 役員名簿
- d 事業計画書
- e 収支予算書
- f 事業（営業）報告書
- g 貸借対照表
- h 損益計算書
- i 利益の処分または損失の処理に関する議案

イ 公益法人等

- a 定款または寄付行為
- b 出資・出捐者名簿
- c 役員名簿
- d 社員名簿（社団法人に限る。）
- e 財産目録
- f 事業計画書
- g 収支予算書
- h 事業報告書

- i 貸借対照表
- j 収支計算書
- k 正味財産増減計算書または損益計算書

(書類等の提出)

- 第4 対象法人は当該事業年度終了後、理事会・株主総会にて決算報告及び予算等を承認したときはすみやかに、第3の書類等を当該法人の県の所管課に提出するものとする。
- 2 県の所管課は、(1)により提出のあった書類等について総務部総務課へ提出するものとする。

(情報提供の方法)

- 第5 総務部総務課は、対象法人の書類等を取りまとめ、秋田県第三セクターのあり方に関する検討委員会の検討を経たうえで、県政情報資料室に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。
- 2 書類等の県政情報資料室への備付期間は3年とする。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年5月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。